

職員の任用に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 12 号）第 9 条第 1 項の規定により、平成 19 年度岩手県職員採用 II 種試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 13 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

#### 1 試験職種及び採用予定人員

| 試験職種 | 採用予定人員 |
|------|--------|
| 一般事務 | 1 人    |
| 栄 養  | 3 人    |

2 受験資格 次の要件を満たしている者（(2)については、栄養のみ）。ただし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条の規定に該当する者及び民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は、受験できない。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日における年齢が 19 歳以上 26 歳未満の者（昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者）

(2) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の規定による栄養士の免許を取得した者又は採用までの間に取得する見込みの者

#### 3 試験の期日、場所及び方法

##### (1) 第 1 次試験

ア 期日 平成 19 年 9 月 23 日(日)

イ 試験地 岩手郡滝沢村

ウ 方法

(ア) 教養試験 公務員として必要な一般的知識及び知能について、多肢選択式による筆記試験を主として短期大学卒業の程度において行う。

(イ) 専門試験 専門的知識その他の能力について、多肢選択式による筆記試験を主として短期大学卒業の程度において行う。

(ウ) 論文試験 当該職に就くにふさわしい識見、表現力、観察力、課題に対する理解力等を有しているかどうかをみるために記述式による筆記試験を主として短期大学卒業の程度において行う。

##### (2) 第 2 次試験

ア 期日 平成 19 年 10 月中旬から同月下旬まで

イ 試験地 盛岡市

ウ 方法

(ア) 人物試験 個別面接及び性格検査により、適性等をみるために行う。

(イ) 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査を行う。

(3) 人物調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

#### 4 合格者発表

(1) 第 1 次試験合格者発表 平成 19 年 10 月 5 日(金)

(2) 第 2 次試験（最終）合格者発表 平成 19 年 11 月 16 日(金)

#### 5 受験手続

(1) 申込み 申込書に必要事項を記載し、岩手県人事委員会事務局に提出すること。

申込書は、岩手県人事委員会事務局、県庁県民室、県南広域振興局総務部、県南広域振興局農林部農村整備室、各総合支局地域支援部、各県民センター、各地方振興局企画総務部、宮古地方振興局岩泉土木事務所、岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県北海道事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所で配布する。なお、申込書を郵便で請求する場合は、

あて先を明記した返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートル程度の大きさで、140円切手を貼<sup>ちよう</sup>付したもの）を同封すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込み 平成19年8月1日(水) から同月25日(土)まで

イ 郵送又は持参による申込み 平成19年8月1日(水)から同月31日(金)まで

6 採用の方法等 職員の任用に関する規則に定めるところによる。

7 職務の内容及び給与

(1) 一般事務 採用者は、主事及びこれに相当する職に任命され、定型的な業務を行う職務に従事し、行政職給料表1級15号給(151,000円)の給料のほか、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 栄養 採用者は、栄養士又は市町村立小・中学校のこれに相当する職に任命され、栄養指導に関する知識等を必要とする職務に従事し、医療職給料表(2)1級11号給(154,200円)の給料のほか、期末手当、勤勉手当等が支給される。

8 その他 詳細については、岩手県人事委員会事務局に問い合わせること。